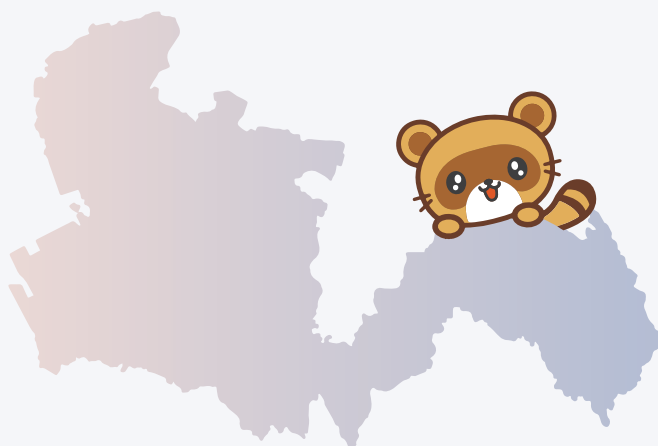


木更津市 パートナーシップ・ ファミリーシップ 宣誓制度

ガイドブック



*Partnership and Familyship
System of KISARAZU CITY*

性別等にかかわらず 誰もが安心して暮らせるまちへ

木更津市パートナーシップ・ ファミリーシップ宣誓制度とは

性別等にかかわらず
お互いを人生のパートナーとして
日常生活において協力し合うことを約束したお二人が
パートナーシップの関係にあることを宣誓する制度です。
また、お二人にお子さんや親などがいる場合、
あわせてファミリーシップも宣誓できます。

この制度は婚姻制度とは異なり、
法律上の効果が生じるものではありませんが、
大切なパートナーやご家族とともに
誰もが安心して自分らしく暮らせるよう
市が応援するものです。

パートナーシップ

お互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、
生活面または精神面で協力し合うことを約束した関係をい
います。

ファミリーシップ

パートナーシップの関係にあるお二人またはどちらかのお子
さんや親などととも家族として暮らしていくことをお二人
が約束した関係をいいます。

木更津市パートナーシップ・
ファミリーシップ宣誓制度
ガイドブック 目次

1	交付までの流れ	1
2	制度を利用することができる方	2
3	宣誓に必要なもの	3
4	交付書類	4
5	証明書等の再交付	5
6	宣誓事項に変更があった場合	6
7	証明書等の返還	7
8	必要書類 ・再交付 ・記載事項変更 ・証明書等返還	8
9	宣誓の無効	9
10	証明書等から氏名を削除したい場合	9
11	Q & A	10

1 交付までの流れ

① 宣誓日の予約

宣誓希望日の原則3日前（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）までに、電話またはメールで予約をしてください。

電話：0438-38-3089 メール：kyosei@city.kisarazu.lg.jp

【予約受付時間】

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）

※メールは24時間受け付けますが、受付時間外に届いたものは翌日以降に連絡します。

2、3営業日が経っても連絡がない場合、お手数をおかけしますが再度お問合せください。



② 宣誓書の提出

予約した日時に必要書類（3ページ参照）を持って地域共生推進課へお越しください。

※なるべくお二人でのご来庁をお願いいたします。

お二人でのご来庁が難しい場合は、お一人での手続も可能です。

※お一人での手続の場合、もう一方の方へ宣誓を受理したことを通知します。

※代理人による手続はできません。

職員が、宣誓時に本人確認を行い、必要書類と宣誓要件を満たしているかを確認します。



③ 宣誓証明書等の交付

【双方又は一方が木更津市民の場合】

職員が、「宣誓証明書」「宣誓証明カード」を後日交付します。

宣誓書提出の際に交付日を調整します。

郵送をご希望の場合は、宛先を記入し、必要な額の切手を貼った角2封筒を、宣誓書提出の際にご持参ください。

【木更津市へ転入予定の場合】

職員が、「転入予定受付票」を交付します。

転入をした日から14日以内に、転入をした方に係る住民票の写しを提出してください。

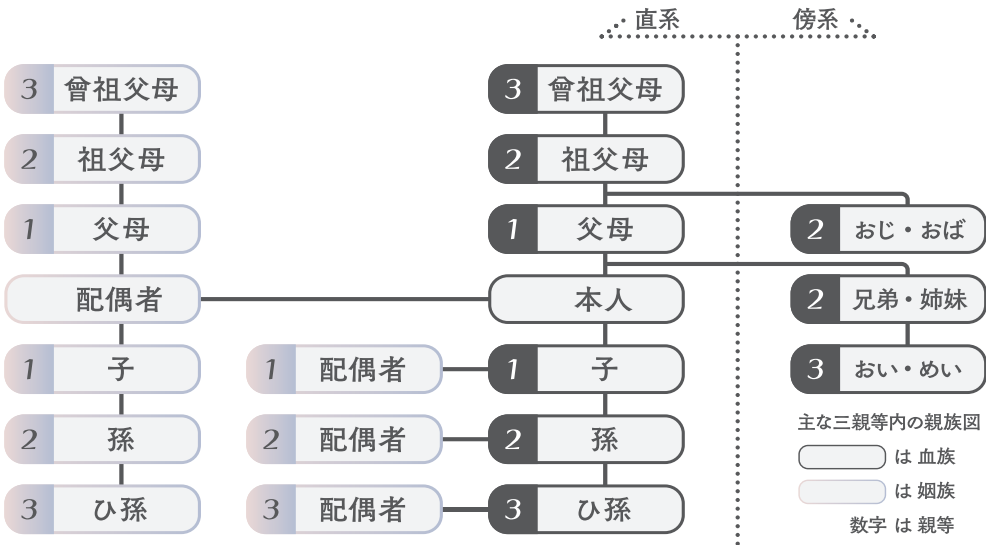
その際に、「宣誓証明書」「宣誓証明カード」を交付します。

2 制度を利用することができる方

宣誓をされる方は、次の要件を全て満たす必要があります。

- 成年であること
- 双方または一方が木更津市民、または、木更津市へ転入予定であること
- 配偶者がいないこと
- 他の方とパートナーシップの関係(事実婚を含む)にないこと
- 民法で規定する婚姻できない続柄(近親者等)でないこと
- ファミリーシップの関係に係る宣誓にあっては、双方または一方に子や親等がいること

民法で規定する婚姻できない続柄(近親者等)

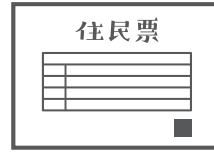


3 宣誓に必要なもの



パートナーシップ・
ファミリーシップ宣誓書

1



住民票の写し

2

※宣誓書に記載する全ての方の住民票が必要です。
※宣誓をする日前3か月以内に発行されたものに限りです。

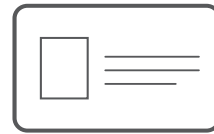


戸籍全部事項証明書など
婚姻できることを証する書類

3

※宣誓をする日前3か月以内に発行されたものに限りです。

4



運転免許証などの
本人確認書類
※下記参照

転入を予定している場合

お二人のうち、どちらも市内にお住まいでない場合は、上記書類に加えて賃貸借契約書の写し等、転入することを予定していることが確認できる書類を提出してください。

本人確認書類 (有効期限内のものに限ります)

証明書区分 A	証明書区分 B
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車運転免許証 ・運転経歴証明書 ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード (本人の顔写真が貼付されているもの) ・パスポート ・外国人登録証明書 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・海技免状 ・電気工事士免状 ・無線従事者免許証 ・動力車操縦者運転免許証 ・運航管理者技能検定合格証明書 ・猟銃・空気銃所持許可証 ・特殊電気工事資格者認定証 ・認定電気工事従事者認定証 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐空検査員の証 ・航空従事者技能証明書 ・宅地建物取引士証 ・船員手帳 ・戦傷病者手帳 ・教習資格認定証 ・検定合格証 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・官公署が職員に対して発行した身分証明書で本人の顔写真が貼付されているもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証 ・介護保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・船員保険証 ・国民年金証書 ・厚生年金証書 ・船員年金証書 ・恩給証書 ・年金手帳 ・生活保護の受給者である証
	<h4 style="text-align: center; margin: 0;">証明書区分 C</h4>
	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険被保険者証 ・共済組合員証 ・共済年金証書 ・学生証 (本人の顔写真が貼付されているもの) ・住民基本台帳カード (本人の顔写真が貼付されていないもの) ・社員証 (本人の顔写真が貼付されているもの) など
	<p>次のいずれかが必要です。</p> <p style="text-align: center;"> Aを1種類 または Bを2種類 または BとCを1種類ずつ </p>

通称名の使用を希望される方へ

パートナーシップ宣誓証明書及び証明カードに通称名を使用することができます。

※日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類 (郵便物、名刺、社員証など) を宣誓時に提示してください。通称名を使用した場合、証明書及び証明カードの裏面に戸籍名を記載します。

4 交付書類

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓が受理された場合、
下記の2つの書類を交付します。

パートナーシップ宣誓証明書

- ・パートナーシップの宣誓が受理されたことを証明するものです。
- ・パートナーのお二人にそれぞれ1部交付します。

Partnerships and Familyship System of KISARAZU CITY

第 号 第 号

Partnerships and Familyship System of KISARAZU CITY

パートナーシップ宣誓証明書

本人 年 月 日生

パートナー 年 月 日生

年 月 日 木更津市長 印

本更津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、
パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

本更津市は、性別等にかかわらず
誰もが自分らしく安心して暮らせる多様な人だちを
めざしてさまざまな施策に取り組んでいます。

これからの人生を互いに支え合い
協力して歩まれるお二人のご多幸を祈念いたします。

留意事項

- この証明書は、本更津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱の規定に従って取り扱ってください。なお、この証明書は法的効果を有するものではありません。
- 次の場合は、証明書及び証明カード(以下「証明書等」といいます。)を返送してください。
 - 宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
 - 宣誓者の双方が海外に転出したとき。
 - 宣誓が失效になったとき。
 - その他宣誓の事件に該当しなくなったとき。
- 次の場合は、宣誓を無効とします。
 - 偽りその他不正な手段により宣誓を受けたとき。
 - 証明書等を不正に複製したとき。
 - 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったと認められるとき。

本宣誓により家族となる者の氏名

年 月 日生 年 月 日生

年 月 日生 年 月 日生

【特記事項欄】裏面に通称を使用した場合は、戸籍上の氏名を記載

印

パートナーシップ宣誓証明カード

- ・パートナーシップの宣誓が受理されたことを証明するカードです。
- ・パートナーのお二人にそれぞれ1部交付します。
- ・ラベンダー、ライトブルー、パウダーピンク、パールオレンジ、パールグリーン、ライトイエローの6色からお選びいただけます。

Partnerships and Familyship System of KISARAZU CITY

第 号 第 号

Partnerships and Familyship System of KISARAZU CITY

パートナーシップ宣誓証明カード

本更津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、
パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

本人 年 月 日生

パートナー 年 月 日生

年 月 日 木更津市長 印

この証明カードは、互い、おの人生のパートナー・ファミリーとして、日常の生活において協力し合うことを市長に宣誓したお二人に交付するものです。
宣誓によって法律上の効果(相続、相続、税金の控除等)が生ずるものではありませんが、この趣旨を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓により家族となる者の氏名

年 月 日生 年 月 日生

年 月 日生 年 月 日生

【特記事項欄】裏面に通称を使用した場合は、戸籍上の氏名を記載

印

Partnerships and Familyship System of KISARAZU CITY

第 号 第 号

Partnerships and Familyship System of KISARAZU CITY

パートナーシップ宣誓証明カード

本更津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、
パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

本人 年 月 日生

パートナー 年 月 日生

年 月 日 木更津市長 印

Partnerships and Familyship System of KISARAZU CITY

第 号 第 号

Partnerships and Familyship System of KISARAZU CITY

パートナーシップ宣誓証明カード

本更津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、
パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

本人 年 月 日生

パートナー 年 月 日生

年 月 日 木更津市長 印

Partnerships and Familyship System of KISARAZU CITY

第 号 第 号

Partnerships and Familyship System of KISARAZU CITY

パートナーシップ宣誓証明カード

本更津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、
パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

本人 年 月 日生

パートナー 年 月 日生

年 月 日 木更津市長 印

Partnerships and Familyship System of KISARAZU CITY

第 号 第 号

Partnerships and Familyship System of KISARAZU CITY

パートナーシップ宣誓証明カード

本更津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、
パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

本人 年 月 日生

パートナー 年 月 日生

年 月 日 木更津市長 印

Partnerships and Familyship System of KISARAZU CITY

第 号 第 号

Partnerships and Familyship System of KISARAZU CITY

パートナーシップ宣誓証明カード

本更津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、
パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

本人 年 月 日生

パートナー 年 月 日生

年 月 日 木更津市長 印

5 証明書等の再交付

次の場合、所定の申請手続を行うことによって、パートナーシップ宣誓証明書及び証明カードを再交付します。

1 パートナーシップ宣誓証明書等を紛失、毀損、汚損したとき

再交付の流れ

① 申請日の決定

申請いただく日時を決め、申請当日の必要書類の確認をします。

電話またはメールで予約してください。

電話：0438-38-3089 メール：kyosei@city.kisarazu.lg.jp

【予約受付時間】

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）

※メールは 24 時間受け付けますが、受付時間外に届いたものは翌日以降に連絡します。

2、3 営業日が経っても連絡がない場合、お手数をおかけしますが再度お問合せください。

② 再交付申請

予約した日時に必要書類（8 ページ参照）を持って地域共生推進課へお越しください。

申請時に本人確認を行います。

※お一人での手続も可能です。

※代理人による手続はできません。

③ 申請内容確認後に交付

職員が、申請内容の確認を行った後、交付します。

※30分程度のお時間をいただきます。

6 宣誓事項に変更があった場合

次の場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の宣誓内容・記載事項変更届兼再交付申請書」を提出してください。あわせて変更に係る内容が分かる書類、パートナーシップ宣誓証明書及び証明カードを提出してください。

- 1 宣誓を行った住所に変更があったとき
- 2 氏名・通称名が変わったとき
- 3 その他宣誓内容に変更があったとき

※すでに交付した宣誓証明書及び宣誓証明カードに記載された内容に変更がある場合は、それらを返還してください。
変更後の事項が記載された宣誓証明書等を改めて交付します。

宣誓事項変更の流れ

① 届出日の決定

届出いただく日時を決め、届出当日の必要書類の確認をします。

電話またはメールで予約してください。

電話：0438-38-3089 メール：kyosei@city.kisarazu.lg.jp

【予約受付時間】

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）

※メールは 24 時間受け付けますが、受付時間外に届いたものは翌日以降に連絡します。

2、3 営業日が経っても連絡がない場合、お手数をおかけしますが再度お問合せください。

② 宣誓事項変更の届出

予約した日時に必要書類（8 ページ参照）を持って地域共生推進課へお越しください。

届出時に本人確認を行います。

※お一人での手続も可能です。

※代理人による手続はできません。

③ 届出内容確認後に交付 ※該当する場合のみ

職員が、届出内容の確認を行った後、交付します。

※30分程度お時間をいただきます。

7 証明書等の返還

次の場合は、「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」を提出してください。
あわせてパートナーシップ宣誓証明書及び証明カードを返還してください。

- 1 パートナーシップの関係を解消したとき
- 2 市が規定する対象者の要件を満たさなくなったとき ※2 ページ参照

返還の流れ

① 届出日の決定

届出いただく日時を決め、届出当日の必要書類の確認をします。

電話またはメールで予約してください。

電話：0438-38-3089 メール：kyosei@city.kisarazu.lg.jp

【予約受付時間】

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）

※メールは 24 時間受け付けますが、予約時間外に届いたものは翌日以降に連絡します。

2、3 営業日経っても連絡がない場合、お手数をおかけしますが再度お問合せください。



② 宣誓証明書等の返還

予約した日時に必要書類（8 ページ参照）を持って地域共生推進課へお越しください。

届出時に本人確認を行います。

※お一人での手続も可能です。

※代理人による手続はできません。

※お一人での手続の場合、もう一方の方へ宣誓証明書等の返還があったことを通知します。

8 必要書類・再交付・記載事項変更・証明書等返還

再交付申請、記載事項変更、証明書等返還に必要な書類は下記のとおりです。

再交付申請 宣誓証明書・証明カードの 再交付を希望する場合	<input checked="" type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書【第4号様式】
	<input checked="" type="checkbox"/> 住民票の写し及び戸籍全部事項証明書(3か月以内に発行されたもの) ※宣誓日から3か月を超える場合のみ
	<input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類 ※3ページ参照
記載事項変更 宣誓した事項等に 変更があった場合	<input checked="" type="checkbox"/> パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の宣誓内容・記載事項変更届 兼再交付申請書【第5号様式】
	<input checked="" type="checkbox"/> 変更した事実等が分かる書類 住民票の写し(3か月以内に発行されたもの)等
	<input checked="" type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓証明書 2部【第2号様式】
	<input checked="" type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓証明カード 2部【第3号様式】
	<input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類 ※3ページ参照
証明書等返還 宣誓証明書等を 返還する場合	<input checked="" type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓証明書等返還届【第6号様式】
	<input checked="" type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓証明書 2部【第2号様式】
	<input checked="" type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓証明カード 2部【第3号様式】
	<input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類 ※3ページ参照

※ 申請書等の様式は地域共生推進課で配布しています。

また、木更津市公式ホームページからもダウンロードできます。

※ 宣誓者の一方が亡くなったときは、宣誓証明書等の返還が必要ですが、ファミリーシップの宣誓を行っている場合には、宣誓証明書等に記載されている方の同意によりファミリーシップを継続することができます。詳細につきましては、ご相談ください。

9 宣誓の無効

次のいずれかに該当する場合は、宣誓を無効とします。

無効となった場合、パートナーシップ宣誓証明書及び証明カードを返還してください。

- 1 偽りその他不正な手段により宣誓を受けたとき
- 2 証明書または証明カードを不正に利用したとき
- 3 市が規定する要件を満たさなくなったと認められるとき ※2ページ参照

なお、必要があると認められる場合は、無効となった証明書等の交付番号を市ホームページ上で公表します。

10 証明書等から氏名を削除したい場合

ファミリーとしてパートナーシップ宣誓証明書及び証明カードの裏面に氏名が記載されている方で、証明書等から自身の氏名を削除したい場合は、「パートナーシップ宣誓証明書等に関する申立書」(第7号様式)を提出してください。

11 Q&A

Q1 制度の利用に費用はかかりますか？

A1 制度の利用や宣誓証明書等の交付に費用はかかりません。
ただし、宣誓の際に提出する必要書類の交付手数料等は自己負担となります。

Q2 宣誓のための書類はどこで入手できますか？

A2 地域共生推進課または木更津市ホームページで入手できます。

Q3 制度の利用に際して、通称名は使用できますか？

A3 使用できます。通称名の使用を希望する場合は、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類（郵便物、名刺、社員証など）を宣誓時に提示してください。

Q4 プライバシーは守られますか？

A4 各種手続の際は必ず事前予約をしていただき、個室をご用意します。
また、本人確認を行うための身分証明書の提示を求めることを徹底します。
市職員には、プライバシーについて守秘義務が課されていますのでご安心ください。

Q5 同性カップルしか宣誓できませんか？

A5 同性カップルに限定していませんので、異性間における事実婚などの場合も要件を満たしていれば宣誓することができます。ただし、婚姻に準じた意思がお二人にあることが必要です。

Q6 外国籍の場合も宣誓できますか？

A6 外国籍の方も宣誓を行うことができます。外国籍の方の場合には、宣誓に必要な書類として、大使館または領事館が発行する婚姻要件具備証明書（宣誓日以前3か月以内に発行されたもの）など独身であることが確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。

Q7 養子縁組をしている場合は宣誓できませんか？

A7 パートナーシップの関係に基づく養子縁組の場合は宣誓することができますので、事前にご相談ください。

Q8 木更津市に住んでいなくても宣誓をすることはできますか？

A8 双方又は一方が市内に転入予定であれば宣誓可能です。
ただし提出していただく書類があります。詳しくは3ページをご覧ください。

Q9 同居していなくても宣誓をすることはできますか？

A9 同居していなくても宣誓は可能です。

Q10 自署できない場合は、代筆してもらうことは可能ですか？

A10 宣誓書に自署することができない場合は、代筆が可能です。

Q11 必要書類を郵送して、証明書等を郵送してもらうことはできますか？

A11 郵送での宣誓はできませんが、希望する場合、宣誓証明書及び証明カードの交付については郵送も可能です。

- Q12 平日以外の希望する日や時間に宣誓できますか？
A12 宣誓ができるのは、原則平日（年末年始除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分です。ただし、特段の事情により、上記の日時での宣誓が難しい場合はご相談ください。
- Q13 証明書等はすぐもらえますか？
A13 要件確認や証明書等の作成に時間を要するため即日交付はできませんので、ご了承ください。
- Q14 市外に転出するときはどうすればいいですか？
A14 転出により、お二人とも木更津市民でなくなる場合、対象者の要件を満たさなくなりますので、返還届を提出するとともに宣誓証明書及び証明カードを返還してください。
お二人のうちどちらか一方のみ木更津市民でなくなる場合は、記載事項変更届を提出してください。詳しくは 6～8 ページをご覧ください。
- Q15 宣誓の保存期間を教えてください。
A15 宣誓書等の保存期間は、宣誓を受理した日から 30 年間です。なお、宣誓証明書及び証明カードに有効期限はありませんので、30 年経過後もそのままご利用いただけます。
- Q16 宣誓証明書や宣誓証明カードは再交付してもらえますか？
A16 紛失、毀損、汚損等した場合に再交付します。詳しくは 5 ページをご覧ください。
- Q17 なりすましや偽造等の悪用をされることはないでしょうか？
A17 宣誓をする際には、独身であることを証明する書類（戸籍謄本、独身証明書等）の提出と本人確認を行うための身分証明書の提示を求めることで、なりすまし等の悪用を防止します。
また、宣誓の要件に該当しないことが判明した場合は、当該パートナーシップ宣誓を無効とし、宣誓証明書及び証明カードの返還を求めます。なお、必要があると認められる場合は、無効となった証明書等の交付番号を市ホームページ上で公表します。
- Q18 宣誓をすることでどのようなサービスが受けられますか？
A18 木更津市の一部の手続やサービスについて、宣誓をされた方が利用可能になるものや手続が円滑に行われるものがあります。
また、民間事業者の中にも、一定の要件を満たしていれば証明書等を提示することで受けられるサービスに対応している事業者があります。
今後、利用できる行政サービスについて拡大を図るほか、さまざまな民間事業者の皆様に制度の趣旨をご理解いただき利用できるサービスが広がっていくよう周知啓発に努めてまいります。
- Q19 宣誓することで受けられるサービスの内容はどこで確認できますか？
A19 サービスについては、随時追加されていくことが見込まれるため、市ホームページ上に掲載しています。次ページに URL と QR コードを掲載していますので、ぜひご覧ください。
- Q20 パートナーと法的な関係を築くにはどのような方法がありますか？
A20 婚姻に類似した法的関係性を築く手続として、公正証書により任意後見契約、合意契約等を結ぶ方法があります。

木更津市パートナーシップ・
ファミリーシップ宣誓制度
ガイドブック

令和5年(2023年)4月発行

制度についての予約・お問合せ先
木更津市市民部 地域共生推進課

TEL : 0438-38-3089

FAX : 0438-25-3566

MAIL : kyosei@city.kisarazu.lg.jp

<https://www.city.kisarazu.lg.jp/kurashi/sanka/1011021/1011023.html>



